

# マッサージ・指圧などには

## 国の免許が必要です

医師以外の方が、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に定めるあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業として行うには、厚生労働大臣の定める免許\*（国家資格）が必要です。



※「あん摩マッサージ指圧師免許」「はり師免許」「きゆう師免許」

法律に定めるあん摩、マッサージ、指圧等を行う施術所については、保健所への届出が必要となります（もっぱら出張のみによってその業に従事する場合も同じです）。

届出のある施術所につきましては、各保健所へお問い合わせいただくか、福岡市オープンデータ「福岡市 施術所一覧」にてご確認ください。

☆福岡市オープンデータ「福岡市 施術所一覧」☆

[https://ckan.open-governmentdata.org/lv/dataset/401307\\_sejutsusyo](https://ckan.open-governmentdata.org/lv/dataset/401307_sejutsusyo)

## ～安心してマッサージ等を受けるために、保健所に届出がされている施術所を利用しましょう～

### ○各区保健所（衛生課医薬務係）

|       |              |
|-------|--------------|
| 東保健所  | 092-645-1081 |
| 博多保健所 | 092-419-1090 |
| 中央保健所 | 092-761-7325 |
| 南保健所  | 092-559-5115 |
| 城南保健所 | 092-831-4208 |
| 早良保健所 | 092-851-6567 |
| 西保健所  | 092-895-7072 |

福岡市保健医療局地域医療課

福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL : 092-711-4264

FAX : 092-733-5535